

一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団張芝奨励補助金交付要綱

平成3年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、緑豊かな住宅環境を創出し、住みよい街づくりに貢献するため、新たに張芝を行う者に対し一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団理事長（以下「理事長」という。）が奨励補助金を交付するものについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「張芝」とは、日本芝、または、西洋芝を平張・目地張・市松張等それぞれの工法で張芝したものをいう。

2 この要綱において、「住宅用地」とは、個人が住居の用に供する土地をいう。

(対象)

第3条 補助金の交付を受けることの出来るものは、岐阜市において住宅用地を所有し、または、使用する者で次の各号のいずれかに該当するものとし住宅地内に1回限りとする。

- (1)住宅用地に新たに張芝を行うもの。
- (2)住宅用地内の建物屋上に張芝を行うもの。

2 前項の規程にかかわらず販売を目的とした住宅用地に張芝を行うものは、補助の対象としない。

(交付対象基準)

第4条 補助金の対象となる張芝は、次の各号に定める基準に該当しなければならない。ただし、基準外であっても理事長がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

- (1) 張芝を施工する場合は、工事着手前の確認を必要とする。
- (2) 張芝は、施工面積が20平方メートル以上とし第2条の工法で施工されたものであること
- (3) 張芝の種類は、日本芝・西洋芝のいずれの種類でもよいが、病虫害のない健全な芝であること。
- (4) 建物屋上の張芝はベランダも含むものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次表の区分により算出した額とする。ただし、予算の範囲内とする。

区 分	補助額算定基準	限 度 額
(1)住宅用地内に新たに張芝をした場合	1平方メートルにつき1,000円を乗じた額	1件当たり 30,000円 (50,000円)

上記区分表における（ ）内の金額は、岐阜市緑の基本計画（平成21年10月策定）において「緑化目標水準を定める区域」内の金額。

2 前項により算出する場合において張芝に要する費用が1平方メートルにつき各々の補助金算定基準額の額に満たない時はその額は実費とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は理事長が別に定める張芝奨励補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請にやむを得ず変更を生じた場合には張芝奨励補助金変更承認申請書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

（交付の内定通知）

第7条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたものに対して張芝奨励補助金交付内定通知書（様式第2号）により通知する。

2 前条第2項による張芝奨励補助金変更承認申請書を受理しこれを適正と認めた場合は、張芝奨励補助金変更申請書（様式第4号）により通知する。

（完成届）

第8条 前条の規定による交付内定通知を受けたものは、申請書のとおり工事を施工し、完成後10日以内に張芝完成届（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

（現地の確認）

第9条 理事長は、前条の規定による完成届を受理したときは、張芝奨励補助金交付決定現地調査報告書（様式第6号）に基づき工事完了確認を行うものとする。

（補助金の交付決定、交付及び通知）

第10条 理事長は、前条の規定による現地確認後、適正と認めたものに対して、交付決定（様式第7号）をし、補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年5月28日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。